

第6回農地・農村部会

(平成26年6月10日)

現地視察(概要)

平成26年7月

視 察 概 要

○視察日時等

日時：平成26年6月10日（火）

場所：静岡県（袋井市、森町）

目的：農地転用、耕作放棄地等の実情把握

○視察行程

資料等に基づく説明、質疑応答等（静岡県袋井土木事務所）

- ・静岡県農業の概況について
- ・静岡県農業振興地域整備基本方針（農用地区域内農地面積等）について
- ・農地面積全体について
- ・農地転用許可事務の実情について
- ・条例による事務処理特例制度の活用状況について
- ・県農業会議の意見聴取手続について
- ・耕作放棄地の状況等について

現地視察（農地転用に係る大臣許可案件（物流倉庫））

現地視察（農業の六次産業化関連施設）

現地視察（条件不利地域の耕作放棄地事例）

○参加者

◇地方分権改革有識者会議 農地・農村部会・・・柏木部会長、高橋構成員、辻構成員、中井構成員、人羅構成員

◇静岡県・・・経済産業部農林業局農業振興課長、交通基盤部農地局農地利用課長、中遠農林事務所農業振興部長ほか

◇事務局（内閣府地方分権改革推進室）

静岡県農業振興地域整備基本方針について

○説明概要

1 確保すべき農用地面積

57,500ha（目標設定時）→59,000ha（平成32年目標）として設定

すう勢		対応策	
▲7,300ha	農振除外▲3,800 耕作放棄地発生▲3,500	+8,800ha	農用地編入や除外抑制+3,600 耕作放棄地の発生抑制+3,100 耕作放棄地の再生+2,100

2 面積目標設定の経緯（H22.1～H23.2）

- ・国より算定式などの提示
- ・面積算定に関する国の考え方の説明
- ・基本方針変更案の提出（3回）
- ・基本方針を告示

3 現状と要因分析

	H21～H24	目標(H32) (10年累計)	要因等
農用地区域内農地面積	ほぼ横ばい (足下で増加傾向)	59,000ha	
編入面積	+62ha	+3,297ha	土地改良事業等、国の施策の実施に伴う編入があるも少ない状況
除外面積	▲162ha	▲3,537ha	平成22年以降、農振除外・農地転用の適正化により減少
耕作放棄地発生面積	▲1,410ha	▲442ha	担い手の高齢化等により、主に傾斜地等条件不利地で発生
耕作放棄地再生面積	+1,428ha	+2,087ha	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の活用等により増加

○質疑応答（後述「農地面積全体」に含む）

農地面積全体について

○説明概要

1 農地面積全体の目標設定

「静岡県経済産業ビジョン（農業・農村編）〔H26～29〕において、現在維持されている農地面積を今後も維持するものとして、確保すべき「農業に利用されている農地面積」を71,000ha（平成29年）と設定

2 現状と要因分析

- ・平成21年度以降、農地法の改正等に伴う農地転用の適正化及び景気低迷に加え、東日本大震災や円高等により、転用は300ha余と横ばい傾向で推移。
- ・一方、耕作放棄地の再生に意欲的に取り組んでおり（後述）、目標達成を目指すこととしている。

	平21	平22	平23	平24	平25	平29目標	(単位:ha)
農業利用されている農地面積	(71,400)	(71,200)	(71,200)	(71,200)		71,000	
転用面積	340	337	305	304	350	—	
耕作放棄地再生面積	121	638	614	600	349	—	
		759	1,373	1,973	2,322	3,500	

(参考)農地転用面積の推移

(単位:ha)

昭48	平元	平5	平10	平15	平20	平21	平22	平23	平24	平25
2,142	864	638	549	422	440	340	337	305	304	350

○面積目標（農用地区域内農地、農地全体）に係る主な質疑応答

問) 転用は年ごとにバラつきがあるため、「すう勢」分析に馴染みにくい側面があると思う。現在の面積目標を達成できるかについて、農地の実情を踏まえた現場の感覚はどうか。

答) 今と同じトレンドで推移すると、農用地面積の確保目標（59,000ha）の達成は難しいのではないかと。一方、農地全体面積（71,000ha）は何とか維持したい考え。

農地転用許可事務の実情について

○説明概要

1 農地転用許可の実績

- ・平成25年の農地転用許可件数は3,309件、190.8ha（2ha超の大臣協議案件は1件（メガソーラー））
- ・農地転用許可の農地区分ごとの実績（平成25年）

	権限移譲市許可		知事許可		計	
	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)
農用地区域内農地	100(3.6%)	26.9(16.8%)	6(12件)	0.5(1.8%)	106(3.2件)	27.4(14.4%)
甲種・第1種	197(7.0%)	12.9(8.0%)	11(2.1%)	2.3(7.5%)	208(6.3%)	15.2(7.9%)
第2種・第3種	2,497(89.4%)	120.6(75.2%)	498(96.7%)	27.6(90.7%)	2,995(90.5%)	148.2(77.7%)
計	2,794	160.4	515	30.4	3,309	190.8

※上表とは別に、市街化区域における転用に係る届出が3,687件・159.7haある

※農振除外を行って転用したものは「甲種・第1種」又は「第2種・第3種」に記載

2 処理期間

- ・標準処理期間は6週間程度であるが、大臣許可・協議案件は、転用規模が大きく、農地確保や農業生産へ与える影響が大きいことから、より慎重な事前調整が求められており、概ね1年程度（案件によってはそれ以上）の期間を要している。

3 知事許可案件

- ・農業委員会と異なる判断（委員会が許可相当としたものを不許可とした）をした事例として、次のものがある。
 - 集団的に存在する農地を蚕食し又は分断するおそれがあるか否かの判断
 - 申請に係る農地が事業目的から見て適正規模と認められるか否か

農地転用に係る大臣許可案件（物流倉庫）〔現地視察〕

○視察先（農地転用許可地）概要

- ・所在地：静岡県袋井市
- ・面積：約4.5ha（うち農地面積 約4.3ha：農林水産大臣許可）
- ・農業振興地域区分：農業振興地域内／農用地区域外
- ・都市計画区域区分：非線引都市計画区域／用途地域未指定
- ・転用目的：物流倉庫の建設
- ・農地区分：第1種農地
- ・許可基準（立地基準）：〔不許可の例外規定〕農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設
⇒雇用者に占める農業従事者の割合が3割以上であること

○大臣許可までの経緯

年月日	協議等の経緯	内容
H18.12.19	関東農政局と打合せ	今後の協議に向けた事前説明及び課題整理
H19.2.1	関東農政局と打合せ	非線引都市計画区域の用途地域指定への対応
H19.3.19	関東農政局と打合せ	企業進出スケジュールと今後の対応
H19.4.19	関東農政局と打合せ	不許可の例外規定の適用見込み
H19.5.15	関東農政局と打合せ	不許可の例外規定の適用見込み
H19.7.3	関東農政局と打合せ	市としての土地利用の考え方、用途地域の検討
H19.9.19	関東農政局と打合せ	用途地域指定が困難な理由の整理
H19.11.2	関東農政局と打合せ	不許可の例外規定の適用についての整理
H20.3.25	関東農政局と打合せ	位置選定、規模決定根拠、3割雇用の確実性等
H20.6.9	関東農政局と打合せ	規模決定根拠、3割雇用の確実性等
H20.7.24	関東農政局と打合せ	事前協議資料の最終調整
H20.9.3	農地転用事前審査申出書	（県意見書添付）
H20.9.29	関東農政局から内示	
H20.10.1	農地転用許可申請書	（県意見書添付）
H20.10.14	許可	

許可までに約2年間

○国との事前調整に時間を要した事項

<用途地域指定に関する検討対応>

- ・申請地は近隣に流通関連企業が集積しつつあり、また用途地域（工業地域）に近接していたことから、国は当初、個別の農地転用ではなく、用途地域指定を行うべきとの立場を取った。
- ・県及び市では、住民の合意形成ができておらず、道路計画等が未策定だったことなどから、用途地域指定が困難なことを説明し、最終的には国に認められたものの、理解を得るまでに約10か月の期間を要した。



凡 例	
名 称	表 示
申請地	★
農用地区域内農地	■
用途地域(工業地域)	■

※黄色枠線内については、知事許可による転用案件
〔H20.2許可(大臣許可はH20.10)〕

<3割雇用に関する確実性の担保>

- ・第1種農地の不許可の例外規定である「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」を適用するにあたり、雇用者に占める農業従事者の割合をどのようにして確実に3割以上確保するのか等の将来的な見込みについて、詳細な説明や資料提出を求められた。